

附属書Ⅱ  
SPC 認証ロゴマーク使用規程  
ver.1

2025年3月17日

一般社団法人 サステナブル経営推進機構

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-14-8

# 目次

1. はじめに.....	2
2. 用語の定義.....	2
3. 認定シンボルのデザイン.....	2
3.1 認定シンボルの基本構成.....	2
3.2 認定シンボルの表示条件.....	3
3.2.1 認定シンボルの構成条件.....	3
3.2.2 認定シンボルと認証マークの併記.....	3
3.2.3 認定シンボルの縮小または拡大.....	3
3.2.4 認定シンボルの色指定.....	3
4. 認定シンボルの使用条件.....	3
4.1 基本条件.....	3
4.2 認証機関として使用可能な範囲.....	4
4.3 認証事業所として使用可能な範囲.....	4
5. 認定シンボルデータの提供.....	4
6. 認定シンボル使用上の制限.....	5
6.1 有効期限.....	5
6.2 製品・場所に対する使用の禁止.....	5
6.3 認証事業所の認証範囲縮小時.....	5
6.4 認証機関の認定登録の一時停止、取り消し.....	5
6.5 認証事業所の認証の一時停止、取り消し.....	5
7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置.....	5
7.1 認証機関の認定シンボルデータの処置.....	5
7.2 認証事業所の認定シンボルデータの処置.....	6
8. 違反に対する処置.....	6
8.1 認証機関が違反した場合.....	6
8.2 認証事業所が違反した場合.....	6
付録.....	7

## 1. はじめに

本規程は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、本機構という）に認定されたSPC 認証機関（以下、認証機関という）およびその認証機関に認証された事業所（以下、認証事業所という）に対して、SPC 認証ロゴマークの表示条件および使用条件について定めるものである。

なお、本規程は認証機関向けの内容であり、認証事業所に対しては、認証を授与する認証機関が、認定シンボルの使用に関する文書化した手順を作成するものとする。認証機関および認証事業所以外の組織が紹介等の目的で SPC 認証ロゴマークを使用したい場合は、本機構の許可を得るものとする。

## 2. 用語の定義

本規程では下記の用語を使用する。

- (1) 認定シンボル：本機構が認証機関を認定登録したことを示すために交付するシンボル。
- (2) 認証書：認証機関が認証事業所に対して発行する適合性を証する証書。
- (3) SPC 認証機関登録番号：本機構が認証機関に付与する認定登録の番号。

## 3. 認定シンボルのデザイン

### 3.1 認定シンボルの基本構成

認証機関に付与する認定シンボルは、SPC 認証ロゴマーク、本機構の名称、及び SPC 認証機関登録番号により構成される。図 3.1 に、認定シンボルの表示例を示す。



図 3.1 認定シンボルの表示例

## 3.2 認定シンボルの表示条件

### 3.2.1 認定シンボルの構成条件

認証機関及び認証事業所は、認定シンボルを表示する場合は、認定番号と共に表示しなければならない。

### 3.2.2 認定シンボルと認証マークの併記

認証事業所が認定シンボルを表示する場合は、認証機関の認証マークと併記しなければならない。認定シンボル及び認証マークを単独で表示することはできない。

### 3.2.3 認定シンボルの縮小または拡大

認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、縦横比を変更してはならない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

### 3.2.4 認定シンボルの色指定

認定シンボルの色は原則として下記の指定色とする。単色刷りの印刷物に使用する場合は、下記に関わらず、認定シンボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示も可能とする（ただし、地色との対比が明瞭なこと）。

- (1) プロセスカラー（CMYK）の場合：主に印刷物に表示する場合
  - a. 濃い青色：C:100, M:75, Y:0, K:0
  - b. 薄い青色：C:100, M:0, Y:0, K:0
- (2) RGB カラーの場合：主にホームページや電子情報に表示する場合
  - a. 濃い青色：#00479D（R:0, G:71, B:157）
  - b. 薄い青色：#00A0E9（R:0, G:160, B:233）

## 4. 認定シンボルの使用条件

### 4.1 基本条件

- (1) 認証機関は、本機構より認定を受けていることを明示する為に、認定シンボルを使用することができる。

- (2) 認証事業所は、当該認証機関が本機構に認定されたことを示すために、認定シンボルを認証機関の認証マークと共に使用すること。認証機関は、この使用のための条件を文書化した手順を持ち、認証事業所に提示しなければならない。この手順には、認定シンボルの誤った使用や誤解を招くような使用法の監視、防止や違反に対する処置を含まなければならない。
- (3) 認証機関及び認証事業所は、認定シンボルを本規程に従って使用しなければならない。
- (4) 認定シンボルは、特記のない限り認定又は認証された範囲内で使用することができる。
  - a. 認証機関及び認証事業所は、認定シンボルを、報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物、ホームページ等に使用できる。この場合、認定、認証された範囲に誤解を与える使用を行ってはならない。
  - b. 認定シンボルを付した封筒などに入れる物は、認定、認証された範囲の文書、広告、パンフレット等とする。

## 4.2 認証機関として使用可能な範囲

4.1 (4) 項の記載によるほか、認証機関より認証事業所に発行する認証書に対して認定シンボルを使用することができる。

認証機関が認定シンボルを名刺に表示できるのは、認定された範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

## 4.3 認証事業所として使用可能な範囲

認証機関は、認証事業所に対して、4.1 (4) 項に記載のある説明書等に認定シンボルを使用させることができる。

認証事業所が認定シンボルを名刺に表示できるのは、認証を受けた適用範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

## 5. 認定シンボルデータの提供

本機構は認証機関に認定シンボルの電子データを提供する。認定シンボルを使用可能な認証事業所に対しては、認証機関経由でこれらのデータを提供できる。

## 6. 認定シンボル使用上の制限

### 6.1 有効期限

認定シンボルは、認証機関の有効期限内においてのみ使用できる。

### 6.2 製品・場所に対する使用の禁止

認定シンボルは製品に表示してはならない。また、製品に対して製品自身が適合していると誤解されるような方法で表示してはならない。

### 6.3 認証事業所の認証範囲縮小時

認証機関は、認証事業所が認証された範囲を縮小した場合、認証事業所に対して 6.1 と同様の処置を講じなければならない。

### 6.4 認証機関の認定登録の一時停止、取り消し

認証機関は、認定の一時停止期間中、又は認定を取り消された場合、認定シンボルの使用を中止しなければならない。また、認定の一時停止期間中で本機構が必要と判断した場合、又は認定を取り消された場合は、認証事業所に対しても認定シンボルの使用を中止させなければならない。

### 6.5 認証事業所の認証の一時停止、取り消し

認証機関は、認証事業所の認証の一時停止期間中、又は認証事業所が認証を取り消された場合、認証事業所に対して認定シンボルの使用を中止させなければならない。

## 7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置

### 7.1 認証機関の認定シンボルデータの処置

認証機関は、認定シンボルを使用できない状況になった場合、認定シンボルに関するデータを廃棄しなければならない。

## 7.2 認証事業所の認定シンボルデータの処置

認証機関は、認証事業所が認定シンボルを使用できない状況になった場合、認証事業所に対して認定シンボルに関するデータを廃棄させなければならない。

## 8. 違反に対する処置

### 8.1 認証機関が違反した場合

認証機関が本規程に違反した場合、本機構は是正要求、認定シンボルの使用中止、登録の一時停止又は取消し、違反の公表、又は必要に応じて法的処置や他の適切な処置を講じる。

### 8.2 認証事業所が違反した場合

認証機関は、認証事業所が本規程に違反した場合には、当該認証事業所に対して 8.1 項に準じた処置を講じなければならない。

違反した認証事業所に対して処置を講じた認証機関は、その結果を記録し、本機構が必要に応じて利用できるようにしなければならない。

以上

## 付録

### 変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
ver.1	2025年3月17日	-	制定。